

公益財団法人東京都農林水産振興財団
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領

平成28年7月29日付28農振財森第537号

(目的)

第1 公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要綱(平成28年4月1日付28農振財森第27号。以下「実施要綱」という。)に基づいて実行するにぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。なお、ここでいう多摩産材とは、東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材のこととする。

(事業の公募に関する内容)

第2 公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)の理事長は、支援の対象となる事業を公募する。

なお、公募実施の際は、東京都産業労働局農林水産部森林課に、広報等の協力を仰ぐものとする。

2 前項に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を、事業費の50%以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者。ただし、国又は地方公共団体等は対象としない。

(2) 対象となる施設

応募対象者が運営し、東京都内に所在する施設

(3) 支援の内容

下記ア～ウの各号の一つ、又は二つ以上の組合せとする。

ア 内装木質化に係る経費

イ 木製什器等の整備に係る経費

ウ ア、イ以外の利用方法に係る経費

(4) 応募条件

下記ア～クのすべてを満たすこと

ア 当該施設の延べ床面積が200㎡以上であること

イ 多摩産材を表面の仕上げ材に使用する床・壁・天井等の延べ面積が20㎡以上であること、又は、仕上げ材及び木製什器に使用する多摩産材の材積が1㎡以上であることの、いずれか一方に該当すること

ウ 補助金申請額が1,000万円以上(補助対象経費が2,000万円以上)であること

- エ 当該施設に於いて多摩産材が目立つ形で使用されていること
- オ 当該施設の利用者数が年間10万人以上であるか、又はそう見込めること
- カ 当該施設の利用者が原則として限定されないこと
- キ 当該施設利用者に対し、多摩産材利用の旨を発信すること
- ク 整備完了後も木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組みを実施すること

(5) 事前相談

下記ア～ウの書類を(7)の提出先まで郵送又は持参し、提出すること。提出部数は正2部とする。

- ア にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事前相談申出書(第1号様式)
- イ 事業内容説明資料(位置図、設計図、利用者数等を含む)(様式自由)
- ウ 木材や森林に関する取組み(PR)等の計画説明資料(様式自由)

(6) 申請

下記ア～キの書類を(7)の提出先まで郵送又は持参し、提出すること。提出部数は6部とする。なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

- ア にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業申請書(第2号様式)
- イ 経費内訳書(第3号様式)
- ウ 申請者の概要(第4号様式)
- エ チェックリスト兼誓約書(第5号様式)
- オ 事業内容説明資料(位置図、設計図、利用者数等を含む)(様式自由)
- カ 木材や森林に関する取組み(PR)等の計画説明資料(様式自由)
- キ 多摩産材の使用面積又は使用量の説明資料(様式自由)

(7) 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課

(8) 応募期間

理事長が別に指定する開始の日から終了の日までとする。

(審査会の設置)

第3 理事長は、第2に基づき申請があったことについて審査を行うため、公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(補助金交付の内示)

第4 理事長は、第2に基づく申請があった場合は、第3に基づき審査会を開催し、審査の上、適切と認められる事業について支援する旨の決定をする。

2 理事長は、前項に基づき支援の決定した事業について、公益財団法人東京都農林水

産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金交付要綱（平成28年7月29日付28農振財森第539号。以下「交付要綱」）に基づき、予算の範囲内において補助金交付を内示する。

- 3 理事長は、第1項の決定に際し必要な条件を付し、申請者がそれに従わなかった場合は内示を取り消すことができる。

（助言指導等）

第5 理事長は、事業の適切かつ効果的な実施のため、第4により支援の決定した事業について、事業者に対して助言指導を行うことができる。

- 2 理事長は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、事業者に対して報告を求めることができる。

（事業の実施）

第6 実施要綱に定める支援の内示を受けた者は、交付要綱に基づき、理事長に補助金の交付を申請するものとする。

- 2 本事業の実施期間は、交付決定の日から平成33年3月31日とする。